

# はくぶつかんの部屋 8

~体で感じる自然と文化~



市立博物館では、6月から企画展や各種講座、教室などさまざまな事業が始まっています。今回はその中の1つ、教育普及の一環として博物館が開館当初から取り組んでいる「わらばー！ 体験じゅく」について紹介します。

「わらばー！ 体験じゅく」は、市内在住の小学校5・6年生30名を対象とした企画で、一年間、身近にある自然・歴史・文化を、地域の先輩や先生方が学びることを目的としています。また、異なる学校や学年の子ども達が一年間同じメンバーで活動するので、活動の後半には、地域や学年の壁を越えた友情が育れます。博物館が地域や学校を結びつける場となり、「体験じゅく」を通して地域を想つ心や、友情を育み、豊かな人材育成の一助を担えればと考えています。

体験する内容は、年度によって異なりますが、宜野湾市特産の田イモの植付けや収穫、昔の道具を使っての豆腐作り、宿泊学習など、様々です。毎回おつかなびつくりしながら地域の先輩方が教えてくれる知恵や技を少しずつ学んでいきます。中には「わらばー先生」となってほかのじゅく生にコツを教えて楽しむことを共有している姿もみられます。

過去12年間で300人以上のじゅく

生が、「わらばー！ 体験じゅく」を修了していきました。じゅく修了後も自然・歴史・文化、そして人と人の絆を大切にする心を忘れず、さまざまなかつで活躍されることを期待しています！

\*わらばー＝沖縄の方言で「子ども」



▲修了式にて、仲良く記念撮影

問合せ  
市立博物館 ☎ 870-9317

## 茶 ぐわーゆんたく 98

### 桃原亀郎氏の日記

今から6年前の1952年に発効した対日講和条約第三条を法的根拠とし、奄美諸島を含む北緯29度以南の「南西諸島」及び小笠原諸島は、「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度」の下に置かれました。

これらの島々では行政、立法、司法の全てを行ふ権利は米国が有するものとされました。周知のように沖縄では「軍事的必要性」が何よりも優先され、それゆえ人々の権利は著しく侵害されました。米軍による実質的な軍事占領が継続されるなか、沖縄の人々は脱占領の途を「復帰」に向けました。

「終戦直後に戦争を憎悪し、平和の可能

を信じた吾々日本人が、わずか七年後の今日、再軍備を肯定し、臨戦体制にさへ入っていくことを、あえて奇異と感じないのも、四圍の「雰囲気」に無意識に馴

致されつつあるからである。その雰囲気が何者に依つてつくられつつあるかを直視し、眞実を理解して、吾々は改めて自らの足元を見直さなければならぬ」

(2年11月15日付『桃原亀郎日記』)

(文責 清水史彦)



立法院議員時代の桃原亀郎氏(1952年頃)

講和条約発効当時、立法院議員だった桃原亀郎氏(1897~1957年、本市大謝名出身、宜野湾村長を務めた経歴を持つ)も「復帰」を支持した一人でした。戦後、桃原氏が書きとめた自身の日記には「復帰」に関する記述が散見できますが、やはりそこからは沖縄の自治を獲得しうるものとしての「復帰」が読み取れます。

そうだからこそ、桃原氏が日記に書き付けた次の言葉は、「復帰40年」の今日、なすこと重みを持つものです。

870-9317

『宜野湾市史』への問合せ  
文化課 市史編集係(市立博物館内)